

2025年2月21日

個人情報保護委員会 御中

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方についての意見

AI法研究会 政策提言部会有志*

* 石川美津子、岡田淳、岡祐大、落合孝文、柿沼太一、金侑里香、近藤祥文、柴山吉報、鈴木淳哉、鈴木康之、角田龍哉、寺前翔平、殿村桂司、羽深宏樹、古川直裕、松本雄真、吉永京子ほか有志一同

貴委員会による令和7年2月5日付「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」の「1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」「(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」（以下「本検討」といいます。）について、下記の通り意見申し上げます。

記

本検討に示された方針は、個人の権利利益への影響に配慮しつつAIやデータの利活用を促進するものであり、本検討の内容に賛同いたします。

なお、本検討における「統計情報等の作成」に関しては、「統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。」とされていますが、生成AIを含むAI技術は基本的に統計作成等と同等とみなすことができるものであり、例外的に「統計作成等であると整理」できないAI開発については、事業者及び有識者等の意見を聞いた上で迅速に明確化していただくことを要望いたします。また、注2にある「提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付ける」という点について、第三者提供の禁止はあくまで個人データに関するものであり、「公開されている要配慮個人情報」のうち、個人データに該当しないものの提供が禁止されるわけではないことについては、今後の検討の中で明確にさせていただくことを要望いたします。

本検討の内容に沿った法改正が早期になされること、及び、本検討の内容を踏まえ、特にデータの利活用が求められる分野についての特別法についての議論がより促進されることを要望いたします。

以上